

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について

(諮問第3092号)

<目 次>

1	報告書	1
2	接続委員会の調査事項以外の事項に係る 意見及びそれに対する考え方(案)	15
3	答申書(案)	17
4	改正概要	33
5	新旧対照表	37
	(参考) 必要的諮問事項以外の省令等の改正について	43

平成29年8月29日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 新美 育文 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

平成29年6月23日付け諮問第3092号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、調査及び意見募集による提出意見を踏まえ、新設する第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第四条第二項の規定を次のとおりとした上で改正することが適当と認められる。

○第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案

第四条 [略]

[一～四 略]

- 2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。
 - 一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの
 - 二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）
 - 三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）

- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

(別添)

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見提出者一覧
(審議会への必要的諮問事項のうち接続委員会の調査事項に係るもの)

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	株式会社ケイ・オプティコム
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	株式会社NTTドコモ
4	ソフトバンク株式会社
5	KDDI株式会社
6	個人
7	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対して寄せられた意見及び考え方（案）
（審議会への必要的諮問事項のうち接続委員会の調査事項に係るもの）

1. 改正案全体関係

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-1 本省令等改正案は、電気通信市場検証会議の調査の中で MVNO から挙げられた諸課題に対し、迅速に対応するものであり、高く評価。省令等の改正内容は、移動電気通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正案に賛同。総務省には、引き続き公正競争環境の促進等のための取組を要望。</p>	<p>再意見1-1</p>	<p>考え方1-1</p>	
<p>【意見対象箇所】 全体 【意見内容】 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等を確認し、MVNO からあげられた諸課題に対して、このたび迅速に制度的措置を講じていただいたことについては、MVNO の発展に寄与する取り組みであり、高く評価しています。 また、意見募集の対象となっている省令等については、移動系通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正内容について賛同いたします。 なお、MVNO の契約者数は2017年3月時点で1,586万と増加傾向となっていますが、移動系通信の契約数に占めるSIMカード型の契約数比率は5.9%と未だ低水準にあります。MVNO による多様かつ高度なサービスを通じて、利用者の多様なニーズをより広く満たしていくためにも、総務省殿においては引き続き公正競争促進と利用者の利便性向上に向けて、迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望します。 【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>【意見内容】</p>	<p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>MVNO の新規参入の促進と更なる普及発展のため、移動系通信市場における公正競争環境の向上に本改正内容は資するものと考えます。</p> <p>なお、MNO グループ企業にて展開しているいわゆるサブブランドサービスの市場シェアがMNO シェアと一体になっている等、サブブランドの認知度の高さと対象的にその事業規模が不透明な状況であると思われます。総務省殿においては公正競争を阻害しないよう、引き続き迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望いたします。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>・ 本案は、移動通信市場における競争条件確保に係る課題に迅速に対応したものと評価できる。総務省において、引き続き、MVNO を含めた移動通信市場の公正な競争確保のための取組を進めていくことが適当である。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>このたび、電気通信市場検証会議での調査結果を踏まえ、MVNOにかかる諸課題に対応すべく、迅速に制度的措置を講じていただいたことについて、感謝申し上げます。</p> <p>また、意見募集対象となっております省令等の改正内容につきましては、いずれもMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に資するものであり、ひいてはモバイル市場全体の公正競争環境の向上に寄与するものと考えますので、賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>省令・告示案については、業界がより公正となる事が期待出来る望ましいものであると思われた。</p> <p>【個人】</p>			
<p>意見1-2 本省令等改正案は、移動通信市場における公正競争環境の向上に資するものであり、賛同。ただし、制度整備にあたっては、関係事業者を含めたオープンな議論の上で行うべき。</p>		<p>考え方1-2</p>	
<p>【意見対象箇所】 全体</p> <p>【意見内容】 我が国のモバイル市場は、モバイルの活用により企業活動の効率化や事業拡大が実現され、M2M やクラウド、ビッグデータ、IoT 等の新技術の発展により、多種多様な産業やサービスが生み出されております。</p> <p>当社も、MVNO を含めた広範囲の異業種のプレーヤーとの連携を通じ、絶え間ないイノベーションを推進することで、我が国の世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発展させ、国際競争力・産業競争力の向上に貢献する所存です。</p> <p>この点、平成 26 年 12 月の「2020 年代に向けた情報政策通信の在り方 答申」（以下、「2020 答申」という）等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件のような制度変更にあたっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいりたい。 ・ 今般整備する省令等については、公正な競争を通じ、多様な事業者の連携の加速、イノベーションの促進が行われるよう、運用されていく必要がある。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>を踏まえ、電気通信事業の公正な競争の促進と、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、平成 27 年 5 月に電気通信事業法の改正が行われたと認識しております。</p> <p>当社はこれまでも法令・ガイドラインに則り適切な事業運営に取り組んでおるところ、今般の関係省令等はモバイル市場における公正競争環境の向上に資する点について賛同致しますが、今般整備される関係省令等の運用にあたっては、多様な事業者との連携の加速、イノベーションの促進という 2020 答申の趣旨を鑑み、萎縮効果が生じることのないよう、十分な配慮と柔軟な運用をお願い致します。</p> <p>また、MVNO 利用者の拡大に伴い、その利用者保護に係る社会的責任は益々増大する一方、MVNO に係る様々な問題が顕在化しております。</p> <p>今後、MVNO 市場の更なる拡大が見込まれる中、モバイル市場の健全な発達の観点及び利用者保護の観点から、MVNO においても、電気通信事業者として求められる責務が十分に履行されるよう、早急な制度整備が必要と考えます。</p> <p>なお、制度整備にあたっては、これまでの累次のルール整備と同様に、関係事業者の負担にも配慮し、関係事業者を含めたオープンな議論を尽くした上で、行われることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>【意見内容】</p> <p>モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致</p>			

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。</p> <p>上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「電気通信事業法施行規則」や「第二種指定電気通信設備接続料規則」、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」等に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。</p> <p style="text-align: center;">【KDD I 株式会社】</p>			

2. 電気通信事業法施行規則（第23条の9の5）第二種指定電気通信設備接続料規則（第4条第2項、第13条、第16条）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1 「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも係わらず、電気通信事業法第34条第3項第1号ロに基づき第二種指定電気通信設備接続料規則に規定する「データ伝送交換機能」の一部として取り扱い、第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるもの。</p>	<p>再意見2-1</p>	<p>考え方2-1</p>	
<p>【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第4条第2項</p> <p>【意見内容】 第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」という）は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事業法第34条第3項第1号ロの機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しております。</p> <p>「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも関わらず、改正概要に記載のとおり、「データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素」である点のみをもって、あたかもアンバンドル機能であるデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、当該料金を接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものと懸念しております。</p> <p>仮に、第二種指定電気通信設備以外の料金を接続料規則に定めるとのことであれば、今後、接続料の解釈が拡大されることのないよう、その対象は「回線管理機能」及び「SIMカード」のみが該当すること、及び「通信を</p>	<p>現状において、回線管理機能およびSIMカードは、いずれもデータ伝送交換機能のアンバンドルによりMVNO事業を行うにあたって必須となる機能であり、その料金の適正性・透明性・検証可能性を確保いただくことは非常に重要と考えます。</p> <p>その点、電気通信市場検証会議における算定方法が不明確等の対応方針を踏まえると、当該料金に関し算定方法を含めその適正性を総務省殿にて検証いただける仕組みを設ける制度設計がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p>なお、NTTドコモ殿が提案されている電気通信事業法施行規則やガイドライン等に規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）（以下「接続料規則」という。）は、第二種指定電気通信設備との接続に関し、これを設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下「接続料」）に関して、電気通信事業法第34条第3項第1号ロの機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的としている。 本省令改正案は、「回線管理機能」及び「SIMカード」が接続料規則で定める機能である「データ伝送交換機能」の通信を成立させるために不可欠な構成要素であり、これについてMVNOに費用負担が求められていることから、「回線管理機能」、「SIMカード」に関しても、接続料規則に規定する「データ伝送交換機能」を 	<p>有</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>成立させるために不可欠な構成要素」以外の要件について、明確にお示しいただくことを要望します。</p> <p>なお、「回線管理機能」及び「SIMカード」に係る料金の算定方法の適正性・公平性の向上を図る目的を踏まえれば、電気通信事業法施行規則、またはMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等に規定する方法もあると考えます。</p> <p>加えて、「SIMカード」については、今後、ソフトSIM等の物理的な媒体を必要としない形態が想定される中、イノベーション促進の観点から踏まえれば、現在提供しているSIMカードのみが該当するものと認識しております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>【意見内容】</p> <p>SIMカードは電気通信事業法における電気通信設備及び電気通信回線設備ではなく、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」であることから、そもそも第二種指定電気通信設備には該当しないことは明らかです。</p> <p>接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「第二種指定電気通信事業者」という。）が取得すべき金額（いわゆる「接続料」）に関し算定方法等を定めるものであり、「通信を成立させるために不可欠」ことを理由に第二種指定電気通信設備ではないSIMカードの提供に係る料金を接続料規則に定めることは適当でないと考えます。</p> <p>仮に、「通信を成立させるために不可欠」ことを理由に第二種指定電気通信設備以外の料金が接続料規則に定められることとなるのであれば、今後、恣意的な解釈により、第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接</p>	<p>「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p>なお、ソフトバンク殿が提案されているガイドラインに規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>NTTドコモ、ソフトバンクの意見のとおり、接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信事業者が取得すべき金額に関して算定方法等を定めるものと理解しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」及び「SIMカード」の料金について接続料規則に定めるのであれば、今後、恣意的な解釈により第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その対象範囲や要件を明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>構成するものとして区分を設け、それに関するMVNOの負担額の算定方法を明示することとしようとするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見では、「第二種指定電気通信設備以外の料金」を接続料規則に定めるべきではないとするものがあるが、接続料は、電気通信事業法の規定上、第二種指定電気通信設備との接続に関し取得すべき金額とされており、第二種指定電気通信設備の費用に関するものに限定されていないこと、またSIMカード等についてMVNOがMNOに支払う金額の在り方が公正な競争条件の確保の上で重要であることに鑑み、本省令改正案のように、その接続料としての位置付けを明示したものである。 SIMの機能は、現在、SIMカードの形態でMNOからMVNOに対して提供されているが、今後「SIMカード」を必要としない形で、同様の機能がMNOからMVNOに対して提供され、その費用負担が求められることも想定できる。その場合のこの金額に、接続料の他の部分から区分することまでは今般の省令改正では求めるものではないが、しかし、その料金は接続料として位置付けられるべきものであることには変わりはない。 <p>また、今後の技術的な方策の進展等の状況変化の可能性を考慮し、「SIMカード」に係る接続料につい</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>続料規則に定められることのないよう、その範囲を明確に限定していただくことを要望します。</p> <p>なお、SIMカードの提供に係る料金の算定方法を明確にすることが目的であれば、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係にするガイドライン」に規定する等で十分に満たされるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>【意見内容】</p> <p>今般の省令等の改正は、先般開催された電気通信市場検証会議におけるMVNO各社からの要望を踏まえて、MVNOの競争環境の整備を図るものであり、真摯に対応していく所存でありますが、現行の電気通信事業法の適用にあたっての見解の相違があり、改正にあたっては慎重に議論をした上で行うべきと考えます。</p> <p>今般の省令等改正案は、主に以下の二つの点で問題があると考えております。</p> <p>① 電気通信事業法第34条に定める第二種指定電気通信設備以外の「回線管理機能」及び「SIMカード」について、あたかも第二種指定電気通信設備のごとく取扱い、取得すべき金額を接続約款に定めるよう省令等にて義務付けていること</p> <p>② 「回線管理機能」及び「SIMカード」について、アンバンドル機能には指定されていないにもかかわらず、実態を踏まえた議論がなされないまま、適切なプロセスを経ずにアンバンドル機能である「データ伝送交換機能」の一部として取り扱っていること</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則においては、「第二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額」</p>		<p>では、事業者が現に「SIMカード」の提供を行っている場合に限り、接続料の他の部分から区分されるべきものとするとし、総務省では、本省令改正案の規定を、その旨に即して、修正することとされた。</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>を定めるものであり、電気通信事業法第34条第1項から第3項を踏まえると、第二種指定電気通信設備に係る費用を「接続料」と定義しているものと解釈しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」と「SIMカード」に係る費用を明確な考え方や基準なく、接続料として第二種指定電気通信設備接続規則に規定することは適切ではないと考えます。</p> <p>また、「データ伝送交換機能」は、従来より第二種指定電気通信設備接続料規則第4条においてアンバンドル機能として接続料対象に規定されており、本改正案では「回線管理機能」と「SIMカード」が「データ伝送交換機能」の中に区分されることとなっていますが、区分にあたっての明確な判断基準やその妥当性が示されないまま、あたかもアンバンドル機能であるかのように取り扱われており、これまで適切なプロセスを経て整理されてきた接続料の解釈を安易に拡大するものと懸念しています。</p> <p>特に、「SIMカード」は、電気通信事業法における設備及び回線ではなく、MNOとMVNOの設備の接続に必要な情報が書かれた媒体であり、その情報は通信を成立するために必要なものですが、その媒体自体はMVNOが独自に調達可能であることや、将来「SIMカード」を必要としない技術的方策も予想されるなか、通信を成立させるために不可欠な設備として見なすことは適切ではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第16条</p> <p>【意見内容】 第二種指定電気通信設備接続料規則は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関</p>			

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>して、電気通信事業法第34条第3項第1号口の機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しておりますが、電気通信事業法第34条第1項を踏まえれば回線管理機能やSIMカードはそもそも第二種指定電気通信設備の対象外であるにもかかわらず、これらの設備の取得すべき金額について接続料規則に規定することは、「接続に関し」という文言を拡大解釈するものと懸念しています。</p> <p>仮に回線管理機能やSIMカードの算定方法を第二種指定電気通信設備接続料規則に規定するのであれば、その判断基準を明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>			
<p>意見2-2 本省令改正案により、接続約款記載事項に追加される「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」を明確な基準がないまま規定することは適当ではない。また、規定する場合は十分な議論が必要。</p>	再意見2-2	考え方2-2	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5</p> <p>【意見内容】 総論（※意見2-1【KDDI株式会社】参照）で述べたとおり、SIMカードについてはその他に代替する方策があり、必ずしも通信を成立させるために不可欠な要素には該当しないと理解しています。加えて、役務利用管理システムもMVNOのサービスによっては必要としない様態も存在し、同様のものと考えます。今回の改正案では、同条第3項第1号ホの「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加されようとしていますが、明確な考え方や基準がないまま規定することは適当ではないと考えます。</p> <p>仮に当該システム等の機能や種類、その費用について</p>	<p>「役務利用管理システム」及び「SIMカード」はデータ伝送交換機能の利用において通常必要と考えられるものであり、提供条件の透明性等を確保するための措置として、接続約款記載事項とする本改正省令案は有効と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法施行規則への規定に関して、その適用範囲や判断基準の明確化について検討を行う際には、MVNOに係る課題の中で今後も制度的措置による対応が必要となることも想定され、引き続き迅速かつ弾力的に対応していくことが肝要であると考えますので、その点に十分配慮して検討していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、平成28年末から第二種指定電気通信設備に関する接続や卸電気通信役務の業務の状況について調査を実施し、本調査の中でMVNOから「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」に関する課題が示されたものである。 「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」は、データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とするものであることは間違いなく、したがって、接続事業者が接続を円滑に行う上で必要な事項で 	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>電気通信事業法施行規則に規定するのであれば、少なくとも規定する適用範囲や判断基準を明確にすべきであり、各種機能の技術的背景を踏まえた十分な議論が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>		<p>あることから、これらについて、接続事業者に一律に適用される接続約款に記載することが適切と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、本件のような制度変更にあたっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいりたい。 	
<p>意見2-3 第二種指定電気通信設備接続料規則（第4条第2項）電気通信事業法施行規則（第23条の9の5）の改正事項について、要件定義や適用範囲が不明確。将来的に、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することを懸念。</p>		<p>考え方2-3</p>	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第4条第2項</p> <p>【意見内容】 本改正省令案においては、下記の考えに沿って、規定がなされているものと認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項を満たす要件として、電気通信事業法施行規則(以下、「施行規則」という。)第23条の9の5では「接続事業者が通常必要とする」事項及び「重要性に鑑みた」事項を規定 上記のうち、「通信を成立させるために不可欠な構成要素」については、第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」という。)上に新たに規定 <p>これら認識が正しい場合、第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項それぞれの要件定義や適用範囲等が不明確であり、例えば、「接続事業者が通常必要とする」事項として今回の改正で新たに施行規則</p>		<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、本件制度の運用や見直しに当たっては、円滑な接続を確保することを旨として、適正に、透明な手続によっていくことが重要と考えられる。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>第23条の9の5に追加された役務利用管理システムの機能及び料金が将来的に接続料規則の対象となる等、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することが懸念されます。</p> <p>以上のことから、今後規定レベルが恣意的に判断されることのないよう、①「接続事業者が通常必要とする」事項、「重要性に鑑みた」事項及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」の定義、②適用範囲及び判断基準等のポリシーそれぞれについて、明確に考え方をお示しいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>			
<p>意見2-4 本省令改正案に賛同。MVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考える。</p>	再意見2-4	考え方2-4	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5</p> <p>【意見内容】 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 電気通信事業法施行規則の一部改正案</p> <p>【意見内容】 いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の透明性・適正性等の確保、接続料および卸電気通信役務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するものであり、これによりMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考えますので、本案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>提供条件の透明性等を確保するという観点から、接続約款記載事項として「役務利用管理システム」及び「SIMカード」に関する事項を追加する改正案は有効であると考えます。</p> <p>また、料金の適正性・公平性を確保するという観点から、「回線管理機能」及び「SIMカード」を第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることとする改正案も有効であると考えます。</p> <p>以上のことから、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「改正案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今般の省令改正は、接続や卸役務の条件の適正性の検証可能性の向上に資するものと評価できる。 	無

接続委員会の調査事項以外の事項に係る意見及びそれに対する考え方（案）

（敬称略）

意見提出者

株式会社ケイ・オプティコム

○ 電気通信事業法施行規則第 25 条の 7

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
本省令改正案に賛同。総務省においては、検証可能性確保のための改正事項については、確実に検証を行うとともに、可能な限り検証結果の公表を要望。		
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第 25 条の 7</p> <p>【意見内容】 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。 検証可能性を確保することを目的に追加された内容については、総務省殿において確実に検証していただくと共に、可能な限りその検証結果については公表していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省においては、制度改正後の運用状況についても、電気通信市場検証会議の「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き確認を行い、確認の結果を必要に応じて公表していく必要がある。 	無

平成29年9月1日

総務大臣
野田 聖子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書 (案)

平成29年6月23日付け諮問第3092号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、新設する第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第四条第二項の規定を次のとおりとした上で改正することが適当と認められる。

○第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案

第四条 [略]

[一～四 略]

- 2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証
その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）

- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見提出者一覧

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	株式会社ケイ・オプティコム
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	株式会社NTTドコモ
4	ソフトバンク株式会社
5	KDDI株式会社
6	個人
7	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対して寄せられた意見及び考え方（案）

1. 改正案全体関係

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-1 本省令等改正案は、電気通信市場検証会議の調査の中で MVNO から挙げられた諸課題に対し、迅速に対応するものであり、高く評価。省令等の改正内容は、移動電気通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正案に賛同。総務省には、引き続き公正競争環境の促進等のための取組を要望。</p>	<p>再意見1-1</p>	<p>考え方1-1</p>	
<p>【意見対象箇所】 全体 【意見内容】 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等を確認し、MVNO からあげられた諸課題に対して、このたび迅速に制度的措置を講じていただいたことについては、MVNO の発展に寄与する取り組みであり、高く評価しています。 また、意見募集の対象となっている省令等については、移動系通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正内容について賛同いたします。 なお、MVNO の契約者数は2017年3月時点で1,586万と増加傾向となっていますが、移動系通信の契約数に占める SIM カード型の契約数比率は5.9%と未だ低水準にあります。MVNO による多様かつ高度なサービスを通じて、利用者の多様なニーズをより広く満たしていくためにも、総務省殿においては引き続き公正競争促進と利用者の利便性向上に向けて、迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望します。 【株式会社ケイ・オプティコム】 【意見内容】 このたび、電気通信市場検証会議での調査結果を踏ま</p>	<p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>MVNO の新規参入の促進と更なる普及発展のため、移動系通信市場における公正競争環境の向上に本改正内容は資するものと考えます。</p> <p>なお、MNO グループ企業にて展開しているいわゆるサブブランドサービスの市場シェアがMNO シェアと一体になっている等、サブブランドの認知度の高さと対象的にその事業規模が不透明な状況であると思われま。総務省殿においては公正競争を阻害しないよう、引き続き迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望いたします。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本案は、移動通信市場における競争条件確保に係る課題に迅速に対応したものと評価できる。総務省において、引き続き、MVNO を含めた移動通信市場の公正な競争確保のための取組を進めていくことが適当である。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>え、MVNOにかかる諸課題に対応すべく、迅速に制度的措置を講じていただいたことについて、感謝申し上げます。</p> <p>また、意見募集対象となっております省令等の改正内容につきましては、いずれもMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に資するものであり、ひいてはモバイル市場全体の公正競争環境の向上に寄与するものと考えますので、賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>省令・告示案については、業界がより公正となる事が期待出来る望ましいものであると思われた。</p> <p>【個人】</p>			
<p>意見1-2 本省令等改正案は、移動通信市場における公正競争環境の向上に資するものであり、賛同。ただし、制度整備にあたっては、関係事業者を含めたオープンな議論の上で行うべき。</p>		<p>考え方1-2</p>	
<p>【意見対象箇所】 全体</p> <p>【意見内容】 我が国のモバイル市場は、モバイルの活用により企業活動の効率化や事業拡大が実現され、M2M やクラウド、ビッグデータ、IoT 等の新技術の発展により、多種多様な産業やサービスが生み出されております。</p> <p>当社も、MVNO を含めた広範囲の異業種のプレーヤーとの連携を通じ、絶え間ないイノベーションを推進することで、我が国の世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発展させ、国際競争力・産業競争力の向上に貢献する所存です。</p> <p>この点、平成 26 年 12 月の「2020 年代に向けた情報政策通信の在り方 答申」（以下、「2020 答申」という）等を踏まえ、電気通信事業の公正な競争の促進と、様々な</p>		<ul style="list-style-type: none"> • 本件のような制度変更にあたっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいりたい。 • 今般整備する省令等については、公正な競争を通じ、多様な事業者の連携の加速、イノベーションの促進が行われるよう、運用されていく必要がある。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、平成 27 年 5 月に電気通信事業法の改正が行われたと認識しております。</p> <p>当社はこれまでも法令・ガイドラインに則り適切な事業運営に取り組んでおるところ、今般の関係省令等はモバイル市場における公正競争環境の向上に資する点について賛同致しますが、今般整備される関係省令等の運用にあたっては、多様な事業者との連携の加速、イノベーションの促進という 2020 答申の趣旨を鑑み、萎縮効果が生じることのないよう、十分な配慮と柔軟な運用をお願い致します。</p> <p>また、MVNO 利用者の拡大に伴い、その利用者保護に係る社会的責任は益々増大する一方、MVNO に係る様々な問題が顕在化しております。</p> <p>今後、MVNO 市場の更なる拡大が見込まれる中、モバイル市場の健全な発達の観点及び利用者保護の観点から、MVNO においても、電気通信事業者として求められる責務が十分に履行されるよう、早急な制度整備が必要と考えます。</p> <p>なお、制度整備にあたっては、これまでの累次のルール整備と同様に、関係事業者の負担にも配慮し、関係事業者を含めたオープンな議論を尽くした上で、行われることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>【意見内容】</p> <p>モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうし</p>			

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>た環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。</p> <p>上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「電気通信事業法施行規則」や「第二種指定電気通信設備接続料規則」、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」等に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>			

2. 電気通信事業法施行規則（第23条の9の5）第二種指定電気通信設備接続料規則（第4条第2項、第13条、第16条）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1 「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも係わらず、電気通信事業法第34条第3項第1号ロに基づき第二種指定電気通信設備接続料規則に規定する「データ伝送交換機能」の一部として取り扱い、第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるもの。</p>	<p>再意見2-1</p>	<p>考え方2-1</p>	
<p>【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第4条第2項</p> <p>【意見内容】 第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」という）は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事業法第34条第3項第1号ロの機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しております。</p> <p>「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも関わらず、改正概要に記載のとおり、「データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素」である点のみをもって、あたかもアンバンドル機能であるデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、当該料金を接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものと懸念しております。</p> <p>仮に、第二種指定電気通信設備以外の料金を接続料規則に定めるとのことであれば、今後、接続料の解釈が拡大されることのないよう、その対象は「回線管理機能」及び「SIMカード」のみが該当すること、及び「通信を</p>	<p>現状において、回線管理機能およびSIMカードは、いずれもデータ伝送交換機能のアンバンドルによりMVNO事業を行うにあたって必須となる機能であり、その料金の適正性・透明性・検証可能性を確保いただくことは非常に重要と考えます。</p> <p>その点、電気通信市場検証会議における算定方法が不明確等の対応方針を踏まえると、当該料金に関し算定方法を含めその適正性を総務省殿にて検証いただける仕組みを設ける制度設計がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p>なお、NTTドコモ殿が提案されている電気通信事業法施行規則やガイドライン等に規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）（以下「接続料規則」という。）は、第二種指定電気通信設備との接続に関し、これを設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下「接続料」）に関して、電気通信事業法第34条第3項第1号ロの機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的としている。 本省令改正案は、「回線管理機能」及び「SIMカード」が接続料規則で定める機能である「データ伝送交換機能」の通信を成立させるために不可欠な構成要素であり、これについてMVNOに費用負担が求められていることから、「回線管理機能」、「SIMカード」に関しても、接続料規則に規定する「データ伝送交換機能」を 	<p>有</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>成立させるために不可欠な構成要素」以外の要件について、明確にお示しいただくことを要望します。</p> <p>なお、「回線管理機能」及び「SIMカード」に係る料金の算定方法の適正性・公平性の向上を図る目的を踏まえれば、電気通信事業法施行規則、またはMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等に規定する方法もあると考えます。</p> <p>加えて、「SIMカード」については、今後、ソフトSIM等の物理的な媒体を必要としない形態が想定される中、イノベーション促進の観点から踏まえれば、現在提供しているSIMカードのみが該当するものと認識しております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>【意見内容】</p> <p>SIMカードは電気通信事業法における電気通信設備及び電気通信回線設備ではなく、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」であることから、そもそも第二種指定電気通信設備には該当しないことは明らかです。</p> <p>接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「第二種指定電気通信事業者」という。）が取得すべき金額（いわゆる「接続料」）に関し算定方法等を定めるものであり、「通信を成立させるために不可欠」ことを理由に第二種指定電気通信設備ではないSIMカードの提供に係る料金を接続料規則に定めることは適当でないと考えます。</p> <p>仮に、「通信を成立させるために不可欠」ことを理由に第二種指定電気通信設備以外の料金が接続料規則に定められることとなるのであれば、今後、恣意的な解釈により、第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接</p>	<p>「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p>なお、ソフトバンク殿が提案されているガイドラインに規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>NTTドコモ、ソフトバンクの意見のとおり、接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信事業者が取得すべき金額に関して算定方法等を定めるものと理解しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」及び「SIMカード」の料金について接続料規則に定めるのであれば、今後、恣意的な解釈により第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その対象範囲や要件を明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>構成するものとして区分を設け、それに関するMVNOの負担額の算定方法を明示することとしようとするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見では、「第二種指定電気通信設備以外の料金」を接続料規則に定めるべきではないとするものがあるが、接続料は、電気通信事業法の規定上、第二種指定電気通信設備との接続に関し取得すべき金額とされており、第二種指定電気通信設備の費用に関するものに限定されていないこと、またSIMカード等についてMVNOがMNOに支払う金額の在り方が公正な競争条件の確保の上で重要であることに鑑み、本省令改正案のように、その接続料としての位置付けを明示したものである。 SIMの機能は、現在、SIMカードの形態でMNOからMVNOに対して提供されているが、今後「SIMカード」を必要としない形で、同様の機能がMNOからMVNOに対して提供され、その費用負担が求められることも想定できる。その場合のこの金額に、接続料の他の部分から区分することまでは今般の省令改正では求めるものではないが、しかし、その料金は接続料として位置付けられるべきものであることには変わりはない。 <p>また、今後の技術的な方策の進展等の状況変化の可能性を考慮し、「SIMカード」に係る接続料につい</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>続料規則に定められることのないよう、その範囲を明確に限定していただくことを要望します。</p> <p>なお、SIMカードの提供に係る料金の算定方法を明確にすることが目的であれば、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係にするガイドライン」に規定する等で十分に満たされるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>【意見内容】</p> <p>今般の省令等の改正は、先般開催された電気通信市場検証会議におけるMVNO各社からの要望を踏まえて、MVNOの競争環境の整備を図るものであり、真摯に対応していく所存でありますが、現行の電気通信事業法の適用にあたっての見解の相違があり、改正にあたっては慎重に議論をした上で行うべきと考えます。</p> <p>今般の省令等改正案は、主に以下の二つの点で問題があると考えております。</p> <p>① 電気通信事業法第34条に定める第二種指定電気通信設備以外の「回線管理機能」及び「SIMカード」について、あたかも第二種指定電気通信設備のごとく取扱い、取得すべき金額を接続約款に定めるよう省令等にて義務付けていること</p> <p>② 「回線管理機能」及び「SIMカード」について、アンバンドル機能には指定されていないにもかかわらず、実態を踏まえた議論がなされないまま、適切なプロセスを経ずにアンバンドル機能である「データ伝送交換機能」の一部として取り扱っていること</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則においては、「第二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額」</p>		<p>では、事業者が現に「SIMカード」の提供を行っている場合に限り、接続料の他の部分から区分されるべきものとし、総務省では、本省令改正案の規定を、その旨に即して、修正することとされた。</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>を定めるものであり、電気通信事業法第34条第1項から第3項を踏まえると、第二種指定電気通信設備に係る費用を「接続料」と定義しているものと解釈しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」と「SIMカード」に係る費用を明確な考え方や基準なく、接続料として第二種指定電気通信設備接続規則に規定することは適切ではないと考えます。</p> <p>また、「データ伝送交換機能」は、従来より第二種指定電気通信設備接続料規則第4条においてアンバンドル機能として接続料対象に規定されており、本改正案では「回線管理機能」と「SIMカード」が「データ伝送交換機能」の中に区分されることとなっていますが、区分にあたっての明確な判断基準やその妥当性が示されないまま、あたかもアンバンドル機能であるかのように取り扱われており、これまで適切なプロセスを経て整理されてきた接続料の解釈を安易に拡大するものと懸念しています。</p> <p>特に、「SIMカード」は、電気通信事業法における設備及び回線ではなく、MNOとMVNOの設備の接続に必要な情報が書かれた媒体であり、その情報は通信を成立するために必要なものですが、その媒体自体はMVNOが独自に調達可能であることや、将来「SIMカード」を必要としない技術的方策も予想されるなか、通信を成立させるために不可欠な設備として見なすことは適切ではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第16条</p> <p>【意見内容】 第二種指定電気通信設備接続料規則は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関</p>			

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>して、電気通信事業法第34条第3項第1号口の機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しておりますが、電気通信事業法第34条第1項を踏まえれば回線管理機能やSIMカードはそもそも第二種指定電気通信設備の対象外であるにもかかわらず、これらの設備の取得すべき金額について接続料規則に規定することは、「接続に関し」という文言を拡大解釈するものと懸念しています。</p> <p>仮に回線管理機能やSIMカードの算定方法を第二種指定電気通信設備接続料規則に規定するのであれば、その判断基準を明確にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>			
<p>意見2-2 本省令改正案により、接続約款記載事項に追加される「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」を明確な基準がないまま規定することは適当ではない。また、規定する場合は十分な議論が必要。</p>	再意見2-2	考え方2-2	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5</p> <p>【意見内容】 総論（※意見2-1【KDDI株式会社】参照）で述べたとおり、SIMカードについてはその他に代替する方策があり、必ずしも通信を成立させるために不可欠な要素には該当しないと理解しています。加えて、役務利用管理システムもMVNOのサービスによっては必要としない状態も存在し、同様のものと考えます。今回の改正案では、同条第3項第1号ホの「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加されようとしていますが、明確な考え方や基準がないまま規定することは適当ではないと考えます。</p> <p>仮に当該システム等の機能や種類、その費用について</p>	<p>「役務利用管理システム」及び「SIMカード」はデータ伝送交換機能の利用において通常必要と考えられるものであり、提供条件の透明性等を確保するための措置として、接続約款記載事項とする本改正省令案は有効と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法施行規則への規定に関して、その適用範囲や判断基準の明確化について検討を行う際には、MVNOに係る課題の中で今後も制度的措置による対応が必要となることも想定され、引き続き迅速かつ弾力的に対応していくことが肝要であると考えますので、その点に十分配慮して検討していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、平成28年末から第二種指定電気通信設備に関する接続や卸電気通信役務の業務の状況について調査を実施し、本調査の中でMVNOから「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」に関する課題が示されたものである。 「SIMカードの種類ごとの機能」、「標準的な役務利用管理システム」は、データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とするものであることは間違いなく、したがって、接続事業者が接続を円滑に行う上で必要な事項で 	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>電気通信事業法施行規則に規定するのであれば、少なくとも規定する適用範囲や判断基準を明確にすべきであり、各種機能の技術的背景を踏まえた十分な議論が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>		<p>あることから、これらについて、接続事業者に一律に適用される接続約款に記載することが適当と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、本件のような制度変更にあたっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいりたい。 	
<p>意見2-3 第二種指定電気通信設備接続料規則（第4条第2項）電気通信事業法施行規則（第23条の9の5）の改正事項について、要件定義や適用範囲が不明確。将来的に、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することを懸念。</p>		<p>考え方2-3</p>	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第4条第2項</p> <p>【意見内容】 本改正省令案においては、下記の考えに沿って、規定がなされているものと認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項を満たす要件として、電気通信事業法施行規則(以下、「施行規則」という。)第23条の9の5では「接続事業者が通常必要とする」事項及び「重要性に鑑みた」事項を規定 上記のうち、「通信を成立させるために不可欠な構成要素」については、第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」という。)上に新たに規定 <p>これら認識が正しい場合、第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項それぞれの要件定義や適用範囲等が不明確であり、例えば、「接続事業者が通常必要とする」事項として今回の改正で新たに施行規則</p>		<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、本件制度の運用や見直しに当たっては、円滑な接続を確保することを旨として、適正に、透明な手続によっていくことが重要と考えられる。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>第23条の9の5に追加された役務利用管理システムの機能及び料金が将来的に接続料規則の対象となる等、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することが懸念されます。</p> <p>以上のことから、今後規定レベルが恣意的に判断されることのないよう、①「接続事業者が通常必要とする」事項、「重要性に鑑みた」事項及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」の定義、②適用範囲及び判断基準等のポリシーそれぞれについて、明確に考え方をお示しいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>			
<p>意見2-4 本省令改正案に賛同。MVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考える。</p>	再意見2-4	考え方2-4	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5</p> <p>【意見内容】 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 電気通信事業法施行規則の一部改正案</p> <p>【意見内容】 いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の透明性・適正性等の確保、接続料および卸電気通信役務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するものであり、これによりMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考えますので、本案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>提供条件の透明性等を確保するという観点から、接続約款記載事項として「役務利用管理システム」及び「SIMカード」に関する事項を追加する改正案は有効であると考えます。</p> <p>また、料金の適正性・公平性を確保するという観点から、「回線管理機能」及び「SIMカード」を第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることとする改正案も有効であると考えます。</p> <p>以上のことから、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「改正案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今般の省令改正は、接続や卸役務の条件の適正性の検証可能性の向上に資するものと評価できる。 	無

3 電気通信事業法施行規則第 25 条の 7

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 3-1 本省令改正案に賛同。総務省においては、検証可能性確保のための改正事項については、確実に検証を行うとともに、可能な限り検証結果の公表を要望。	考え方 3-1	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第 25 条の 7</p> <p>【意見内容】 (再掲) 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。 検証可能性を確保することを目的に追加された内容については、総務省殿において確実に検証していただくと共に、可能な限りその検証結果については公表していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省においては、制度改正後の運用状況についても、電気通信市場検証会議の「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き確認を行い、確認の結果を必要に応じて公表していく必要がある。 	無

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の概要

I 背景

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定設備設置事業者」という。）は、第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等（第 34 条）や、第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供等の届出（第 38 条の 2）の義務を負っている。

総務省において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月までにかけて実施した、移動端末設備を用いて利用される電気通信役務であって、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものを提供する事業者（以下「MVNO」という。）と第二種指定設備設置事業者との間の、接続や卸電気通信役務の業務の状況についての調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるため、第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加するとともに、第二種指定設備設置事業者がデータ伝送交換機能に関し取得すべき金額の算定方法を追加する等の省令等改正を行う。

II 概要

1. 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

(1) 接続約款記載事項の追加（第 23 条の 9 の 5）

データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とする次の事項について、提供条件の透明性等を確保し、接続を円滑に行えるようにするため、第二種指定電気通信設備に関する接続約款への記載事項を追加する。

- ①標準的な役務利用管理システム（電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにそれらに関する情報の管理を行うためのシステム）の機能及び料金
- ②SIM カードの種類ごとの機能
- ③第二種指定設備設置事業者の電気通信役務の提供に生じた障害に関する情報の接続事業者への通知責任

(2) 卸電気通信役務の提供の業務に関する届出事項の追加（第 25 条の 7）

第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供条件のうち、卸電気通信役務の提供を受ける者の業務に与える影響が大きい役務利用管理システム及びSIMカードの機能、料金、提供条件等について、総務省における不当な差別的取扱い等の検証可

能性を確保するため、総務大臣に対する届出事項に追加する。

2. 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）

（1）データ伝送交換機能の区分（第 4 条第 2 項）

データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素ごとに接続料の算定方法を定めるため、以下の区分を設ける（②及び③は、今般新たに第二種指定電気通信設備接続料規則に位置づけ。）。

- ① ②③以外のもの
- ② 特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの（回線管理機能）
- ③ SIM カードの提供に係るもの

（2）データ伝送交換機能の接続料の算定方法（第 13 条）

データ伝送交換機能の接続料の単位について、第 4 条第 2 項に掲げる区分に応じて以下のとおりとする。

- ① （1）①の接続料 回線容量（従来どおり）
- ② （1）②の接続料 回線数
- ③ （1）③の接続料 SIM カードの枚数

また、（1）③の SIM カードの提供に係る接続料については、接続会計に基づく通常の算定方法の他に、以下の方法を用いることもできる（第 2 項）。算定方法は、翌算定期間においても、同じ算定方法を用いることとする（第 3 項）。

$$\begin{aligned} \text{原価} &= (\text{SIM カードの調達費用}) \\ &\quad + (\text{SIM カードの管理及び提供に要する費用として合理的に算出したもの}) \\ \text{利潤} &= (\text{SIM カードの提供から接続料の収納までの運転資本}) \\ &\quad \times ((1) \text{ ①の接続料の利潤} / \text{レートベース}) \end{aligned}$$

（3）接続料の計算等（第 16 条）

第二種指定設備設置事業者は、毎事業年度の接続会計を整理したときに、その結果等と通信量等の実績値に基づいて、接続料を計算する（第 1 項。SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による接続会計によらない算定方法により算定する場合も、同様に毎事業年度、接続料を計算することとする。）。

接続料を変更した際には、遡及精算を行わなければならない（第 2 項）が、SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による算定方法により算定する場合には、遡及精算を行う必要はないこととする（第 3 項）。

Ⅲ 施行日等

施行日及び経過措置について以下のとおり定める。

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成 28 年 4 月 1 日以降である接続料の算定から適用する。ただし、SIM カードの提供に係る接続料は、平成 30 年 4 月 1 日以降の接続料から適用する。
- (3) 改正を受けた、接続約款の変更の届出は施行日から 3 月以内に、卸電気通信役務の変更の届出は施行後遅滞なく行うこととする。

以上

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一・二略〕

〔一・二 同上〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。

第三号の二及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

〔新設〕

三の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システムに関して、他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

〔新設〕

三の三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通信役務の提供に用いられるSIMカードの種類及び機能

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第九条第三項の規定を準用する。）

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障について、その影響を受けるおそれのある他事業者への通知及びその利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者が負うべき責任に関する事項

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

〔六〇十略〕

〔六〇十 同上〕

〔2 略〕

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜四 略〕

五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる前号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者ごとの次に掲げる事項

イ 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件

ロ 提供卸電気通信役務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

3 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている二種指定設備設置事業者は、同条の規定に基づき、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。ただし、この省令の施行の際、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。

〔2 同上〕

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜四 同上〕

〔新設〕

○第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 略」</p> <p>第五章 接続料の計算等（第十六条）</p> <p>「附則 略」</p> <p>第四条 「略」</p> <p>「一～四 略」</p> <p>2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの</p> <p>二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）</p> <p>三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）</p> <p>（接続料の原価及び利潤）</p> <p>第六条 接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。</p> <p>2 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。</p> <p>「3 略」</p> <p>（第二種指定設備管理運営費の算定）</p> <p>第七条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。</p> <p>「2 同上」</p> <p>（他人資本費用）</p> <p>第八条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算す</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 同上」</p> <p>第五章 精算（第十六条）</p> <p>「附則 同上」</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>（接続料の原価及び利潤）</p> <p>第六条 接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設備管理運営費とする。</p> <p>2 接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。</p> <p>「3 同上」</p> <p>（第二種指定設備管理運営費の算定）</p> <p>第七条 第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。</p> <p>「2 同上」</p> <p>（他人資本費用）</p> <p>第八条 第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。</p>

る。

〔式 略〕

2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 略〕

〔3・4 同上〕

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \frac{\text{対象設備等の第一種指定設備管理運} \times \text{営業費（減価償却費、固定資産除く）} + \text{及び租税公課相当額を除く。}}{\left(\frac{\text{第四条第一項各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{第四条第一項各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}} \right)}$$

三百六十五日

〔6～9 同上〕

（自己資本費用）

第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 略〕

〔2～4 同上〕

（利益対応税）

第十条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2～4 同上〕

（接続料設定の原則）

第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔2～4 同上〕

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一 第四条第二項第一号 回線容量

二 第四条第二項第二号 回線数

〔式 同上〕

2 第四条各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔3・4 同上〕

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \frac{\text{対象設備等の第一種指定設備管理運} \times \text{営業費（減価償却費、固定資産除く）} + \text{及び租税公課相当額を除く。}}{\left(\frac{\text{第四条各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{第四条各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}} \right)}$$

三百六十五日

〔6～9 同上〕

（自己資本費用）

第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2～4 同上〕

（利益対応税）

第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2～4 同上〕

（接続料設定の原則）

第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔2～4 同上〕

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

三 第四条第二項第三号 SIMカードの枚数

2 第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

一 接続料の原価は、SIMカードの調達費用に、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用として合理的に算定したものを加えたものとする。

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

$$\frac{\text{SIMカードの枚数からこれに係る接続料の原価までの平均的な日数}}{\text{運転資本＝前号の調達費用} \times \text{平均的な日数}} \quad \text{三百六十五日}$$

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 接続料の計算等

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、

第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当

〔新設〕

〔新設〕

第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 精算

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

〔新設〕

該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料については、前項の規定は適用しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新接続料規則第四条第二項第三号に掲げる区分に係る接続料については、新接続料規則の規定は、平成三十年四月一日以降の接続料から適用する。

〔新設〕

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見提出者一覧
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	個人
2	株式会社ケイ・オブティコム
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	株式会社NTTドコモ
5	ソフトバンク株式会社
6	KDDI株式会社
7	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対して寄せられた意見及び考え方（案）
（審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの）

A 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 A-1 本省令改正案に賛同。		考え方 A-1	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 第 23 条の 9 の 3 及び様式</p> <p>【意見内容】 (再掲) 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		<ul style="list-style-type: none"> 本省令改正案は、接続に際しての予見可能性を高めるものと考えられる。 	無
意見 A-2 網改造費用の額を予め接続約款に記載することは困難。本省令改正案は、算定方法や案分方法を記載するものと認識。		考え方 A-2	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 第 23 条の 9 の 3</p> <p>【意見内容】 他事業者の請求に応じて個別に開発する機能（網改造機能）の開発に要する費用（網改造費用）については、開発が完了して初めてその費用が固まるものであるため、内容が不明な他事業者からの接続請求の内容を予見して予め接続約款に掲載することは困難です。</p> <p>今回の改正案の趣旨は、網改造費用の額を接続約款に規定することを求めるものではなく、その算定方法や按分方法について具体的に記載することを求めているものと理解しています。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>		<ul style="list-style-type: none"> 本省令改正案において、「機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法（案分方法を含む。）」を接続約款に記載することとしており、いわゆる網改造料については、その算定方法及び案分方法の記載について規定をしている。 	無

B 電気通信事業報告規則

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見B-1 本省令改正案に賛同。MVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考える。	再意見B-1	考え方B-1	
<p>【意見対象箇所】 電気通信事業報告規則の一部改正案</p> <p>【意見内容】 (再掲) いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の透明性・適正性等の確保、接続料および卸電気通信役務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するものであり、これによりMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考えますので、本案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>(再掲) 提供条件の透明性等を確保するという観点から、接続約款記載事項として「役務利用管理システム」及び「SIMカード」に関する事項を追加する改正案は有効であると考えます。</p> <p>また、料金の適正性・公平性を確保するという観点から、「回線管理機能」及び「SIMカード」を第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることとする改正案も有効であると考えます。</p> <p>以上のことから、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「改正案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本省令改正案は、接続や卸電気通信役務の条件について、透明性、検証可能性を向上させるものと考えられる。 	無

C 平成 28 年総務省告示第 107 号

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見C-1 本改正告示案に賛同。特に第2条第1項第6号に規定する網改造料の見込み額の公表は、MVNOの予見可能性を高めるものであり、公表されることが望ましい。</p>	<p>再意見C-1</p>	<p>考え方C-1、C-2</p>	
<p>【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案</p> <p>【意見内容】 第二種指定設備設置事業者に対して、本告示案で示された事項の情報開示義務を課すことは、第二種指定設備設置事業者と MVNO 間の情報の非対称性を軽減する取り組みであり、本告示案に賛同いたします。この措置に加えて、第二種指定設備設置事業者が本告示に則って適切に情報開示を行っていることについて、総務省殿において適時確認いただくよう要望します。</p> <p>また、「平成 28 年総務省告示第 107 号第二条第六号（見込みの額に関する情報）」については、見込みの額と実際の額との乖離に対する懸念はあるものの、新規参入する事業者にとっては予見性の観点で有用な情報と考えられ、既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるものと考えます。そのため、見込みの額の算定に関する前提を明確にするなどして、乖離額が生じることへの配慮を行った上、公表することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証していくことも有効であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>【意見内容】 第二種指定設備設置事業者による情報開示は、MVNOにおける事業運営にとって非常に重要でありますの</p>	<p>第二種指定設備設置事業者による情報開示は、弊社の事業運営においても非常に重要であることから、第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加することは大変意義があるものと考えており、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「告示案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p> <p>また、第2条第6号に規定された新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規事業者等の予見性を高める観点から望ましいものと考えており、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「網改造料等に関する見込み額の公表が望ましい」という意見に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>本改正案では、改正概要に記載の通り、「第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、MVNOの接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものについて、あらかじめその実額が接続約款に記載できないものの見込み額」について、情報開示の対象とされているところ、データ伝送交換機能の接続にあたり、利用が必須であって、かつ提供実績のある機能に係る見込み額がそれに該当するものと認識しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる網改造料の見込み額の公表について、その額に変動要素があることは事実だが、額の算定の前提条件等を明確にし、見込み額からの乖離に関する注意喚起を行うことで接続事業者の実際の負担額についての誤認を抑止できると考えられることから、当該注意喚起等を行った上で公表することが、その予見可能性向上の見地から、適当。 なお、総務省では、制度改正後の運用状況についても、市場検証会議の「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き状況確認を行っている。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>で、今回示された各事項について第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加する本案に賛同いたします。</p> <p>特に、第2条第6号に新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようとする事業者等の予見可能性を高め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>当該見込み額は、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び案分事業者数等によって負担額が変動するものであることから、その公表が新規参入するMVNO事業者にとって予見性向上に資するものとはなり得ず、実際の額との乖離が生じた場合に却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p> <p>また、本制度整備はMVNO事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、既存のMVNO事業者においても、今後追加される新機能については、一定の前提条件に基づく見込み額を公表する方法ではなく、事前協議等において事業者ごとの個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額を申込みの前に早期提示する方法とすることが適切と考えます。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p> <p>また、株式会社ケイ・オプティコム（以下、「ケイ・オプティコム」と言う）の意見において、「既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるもの」と主張されておりますが、本改正案の趣旨は、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」と言う）で定める機能の接続に当たって利用する必要がある機能に係る取得すべき金額が対象であり、今後追加される新機能についての見込み額の公表を求められているものではないと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用（以下、「網改造料」</p>		

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>という。)は、他事業者との個別協議により仕様等を確定した上での開発により発生する費用であることから、見込み額として全ての事業者に一律同条件を前提とした画一的な金額を開示することは、そのような費用の性質から馴染まないものと考えます。</p> <p>しかしながら、他事業者の予見性確保のために、網改造料の見込み額を予め開示することが有効と判断し義務化されるのであれば、開示の条件として以下を許容していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ある程度提供実績のある機能に限ること（提供実績の乏しい既存機能や、今後追加される新機能の見込み額開示は不可） ② 先述のとおり網改造料は個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であることから、他事業者の請求内容により、見込み額と実負担額に乖離が生じることは避けられないこと ③ 「見込みの額の算定に関する前提」については、予めの開示は不可であること（通常は一般に開示せず、NDA締結の上個別に開示する情報（設備の設置場所やスペック等、弊社ネットワークに係る詳細情報等）が含まれる場合があるため） <p>また、「必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証」とありますが、先述のとおり見込み額と実負担額の乖離発生は費用の性質上やむを得ないものである以上、このような検証の有効性はなく、実施の必要性はないものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>特に直接サービス提供している立場のMVNOにとって、MNO網における障害情報の通知、また、業務システム等の情報については、MVNOにとっての仕様検討、および開発期間に大きく資すると考えられます。</p> <p>【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
<p>意見C-2 本改正告示案第2条第1項第6号に規定する網改造料の見込み額は、MVNOの要望内容により変動するため、これを公表することは、MVNOの混乱につながり、予見性の向上に資するものとはならない。接続事業者との協議において要望を確認し、早期に提示することが適当。</p>	<p>再意見C-2</p>		
<p>【意見対象箇所】</p> <p>平成28年総務省告示第107号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案 第2条第1項第6号</p> <p>【意見内容】</p> <p>本号において規定される料金は、接続事業者の要望に基づき、個別占有的に利用する電気通信設備や通信用ソフトウェアの設置・改修・開発を行う際の費用であり、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び按分事業者数の変動等により、負担額が変動するものとなります。</p> <p>仮に目安額を公表した場合、接続事業者の予見性向上に資するものとはなり得ず、却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p> <p>なお、現在においては、接続事業者からの申込みに対する回答において、必要となる負担額を提示しております。</p>	<p>網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようとする事業者等の予見可能性を高め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。</p> <p>MNO各社が示された懸念に対しては、公表いただく見込み額の前条件や算定根拠等を注記しつつ、見込み額と実額との間で乖離が生じることについて十分な注意喚起を行うことで混乱や誤認の発生を抑止できるものと考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>データ伝送交換機能の利用にあたり必要となる網改造料について、種々の要因により変動があるとしても、算定的前提が明確になれば、MVNOは前提の違いから料金の妥当性を検証することができ、MVNOの混乱を招く可能性は低いと考えられます。この点、乖離が生じることに対して注意喚起を行っていただければ、混乱を招く可能性はさら</p>		

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>本制度整備は接続事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、一定の前提条件に基づく目安額を公表する方法ではなく、事前協議等において接続事業者の個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額を申込みの前に早期提示する方法とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTT ドコモ】</p> <p>【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案 第 2 条第 6 項</p> <p>【意見内容】 今回の告示改正案において、他事業者の予見性確保を目的として「第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報」（以下、「網改造料見込み額」という。）の開示が定められています。</p> <p>弊社は他事業者と守秘義務契約を締結後、必要に応じ協議や事前調査申込回答等を通じて他事業者の要望等を確認しつつ、現在接続事業者に提供している機能に関する網改造料見込み額を提示しており、他事業者の予見性の確保に取り組んでいることから、網改造料見込み額を予め開示するまでの必要性はないものと考えます。</p> <p>また、網改造料は他事業者との個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で開発する性質のものではないため、その見込み額を予め開示することは困難であると考えます。このような制約の中、仮に、個別協議等において変動する可能性のある料金に関し、他事業者の要望等を未考慮の見込み額の開示を行ったとしても、実額との乖離が生じる可能性があり、結果的に、他事業</p>	<p>に低下するのではないかと考えます。</p> <p>なお、算定に関する前提としては、多めに要件を見積もるのではなく、データ伝送交換機能の利用にあたって最低限必要となる要件もしくはこれまでの実績等から想定される要件によって見積もることが適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>株式会社NTT ドコモ（以下、「NTT ドコモ」と言う）、ソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」と言う）の意見のとおり、網改造費用は接続事業者の要望に基づいて仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で適用できるものではないため、予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。</p> <p>本改正が接続事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示する方が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDD I 株式会社】</p>		

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>者の予見性確保にも繋がらないばかりか、却って当該乖離により実負担額が見込み額を上まわった場合に、協議が難航する等の新たな懸念が生じることも否めません。</p> <p>このような問題を回避するためには、第二種指定電気通信事業者が提示する見込み額はあらかじめ多めに要件を見積もった額（金額としては高めの額）を設定せざるを得なくなることも容易に想定され、その場合、当然のことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことから、本制度改正の目的を達成することは困難であると考えます。</p> <p>なお、仮に網改造料見込み額を予め開示することを義務化するのであれば、弊社のようにデータ伝送交換機能を利用した接続実績の少ない第二種指定電気通信事業者は見込み額の設定が困難であるといった事情を考慮いただき、ある程度実績を積んだ上で見込み額を開示することを認める等の措置を最低限検討いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案 第 2 条第 6 項及び第 7 項</p> <p>【意見内容】 網改造費用については、接続事業者の要望をもとに個別に開発する機能に応じて変わりうるものであり、要望を伺わないまま予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。</p> <p>従って、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示の方が接続事業者の予見性を確保できると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDD I 株式会社】</p>			

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見C-3 本改正告示案の適用期間に関する確認		考え方C-3	
<p>【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案 第 2 条第 1 項第 8 号</p> <p>【意見内容】 本規定については、新たに定められた算定方法により算定した金額から開示対象となると認識しております。 上記を踏まえれば、「原価に利潤を加えたものに対する原価の比率」については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2016 年度（平成 28 年 4 月 1 日）以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2018 年度（平成 30 年 4 月 1 日）以降に適用するものから開示すると認識しております。 また、「原価、利潤及び需要の対前算定期間比」については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2017 年度（平成 29 年 4 月 1 日）以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2019 年度（平成 31 年 4 月 1 日）以降に適用するものから開示すると認識しております。 この点、当該認識に相違が無いか確認をさせていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料規則改正により新たに算定される接続料の算定期間については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2016 年度当初（平成 28 年 4 月 1 日）以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2018 年度当初（平成 30 年 4 月 1 日）以降のものから適用となる。 ・ また、「原価に利潤を加えたものに対する原価の比率」の開示については、御意見のとおり、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号に係るものは、2016 年度当初（平成 28 年 4 月 1 日）以降に適用するものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号に係るものは、2018 年度当初（平成 30 年 4 月 1 日）以降に適用するものから対象となる。なお、「原価、利潤及び需要の対前算定期間比」の開示については、御意見のとおり、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号に係るものは、2017 年度当初（平成 29 年 4 月 1 日）以降に適用するものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号に係るものは、2019 年度当初（平成 31 年 4 月 1 日）以降に適用するものから対象となる。 	無

D MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見D-1 本改正ガイドライン案に賛同。工事費の明確化等が図られ、内容が一層充実するものとする。	考え方D-1、D-2	
<p>【意見対象箇所】 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案</p> <p>【意見内容】 省令案等改正を受けたガイドライン改正に加えて、工事費に関する明確化や早期の情報開示に対する努力義務等が記載されており、ガイドラインの内容は一層充実するものと考えます。</p> <p>MVNOの事業の予見性への観点から、新たに追加された「希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に開示することが望まれる」という点について、いつ希望するのか等、その手続きについて明確にさせていただく必要があると考えます。なお、多くのMVNOにとって需要などの算定根拠情報は重要と考えられることから、希望するMVNOではなく、一律に通知いただくことが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドライン改正案は、事業展開上の予見可能性の向上に資するものと考えられる。 また、本ガイドライン改正案に加え、手続の明確化等の御意見については、総務省では、制度改正後の運用状況についても、市場検証会議の「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き状況の確認を行っていく。 	無
意見D-2 本改正ガイドライン案に賛同。算定根拠情報の早期開示、接続約款に記載される工事費の解釈の明確化等により、MVNOの予見可能性の向上に資するものとする。		
<p>【意見対象箇所】 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案</p> <p>【意見内容】 早期の情報開示、解釈の明確化等によって、MVNOにおける事業運営上の予見可能性の向上や準備期間の確保等が期待できることから、MVNOにおける円滑な事業運営に寄与するものと考えますので、本案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
意見D-3 本ガイドライン改正案において、ネットワークのふくそう対策や障害情報について、MNOとMVNOが相互に情報を提供するよう義務化すべき。	考え方D-3	
<p>【意見対象箇所】 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 2(2)4ウ</p> <p>【意見内容】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークのふくそう対策については、MNO及びMVNOで連携して実施されることが望ましく、MVNOからMNOへの情報提供についても、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関する 	無

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>当該箇所において、「ネットワークのふくそう対策については、MVNO 及び MNO のネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNO は、MVNO に対して必要な情報を提供することが求められる。」とされているところ、ネットワークのふくそう対策については、MNO から MVNO に対して一方的に情報を提供するだけでは不十分であり、MVNO 及び MNO 双方のネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MVNO と MNO が相互に情報を提供する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>【意見対象箇所】 MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案 2 (2) 4) カ</p> <p>【意見内容】 当該箇所において、「二種指定事業者は、二種情報開示告示第 2 条第 4 号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNO に通知しなければならない。また、自身が MVNE として他の MVNO に電気通信役務の提供を行っている MVNO においては、MNO 等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。」とされているところ、利用者保護に係る責務は、MNO のみならず MVNE においても当然に果たされるべきであり、当該事項における MNO と MVNE、双方に求められる責務は同等とする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>【意見内容】 障害情報の提供は、MNO から MVNO への通知だけではなく、MNO の電気通信役務の提供に支障を及ぼしかねない MVNO の障害情報については当然に、当該 MVNO から MNO に対して通知されるべき事項であると考えます。このため、当該項目については双務的な規定を設けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>	<p>ガイドライン 2 (2) 4) ウにおいて、ネットワークのふくそう対策について、「電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNO と MNO との間で十分な協議が行われることが求められる。」と規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 御意見の MVNE 及び MVNO においても、ふくそう事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、双務的に通知する義務を設けるべきとの点については、総務省は平成 27 年以降、報告義務のある電気通信事故に関し、電気通信事故検証会議等により検証を行っており、当該検証等を通じて出て来た課題について、必要に応じて制度化を含めた対応を行っていく。 	

E その他について

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見E-1 「SIMカードの提供を求める行為は、接続請求の一環をなす」かどうかについて、電気通信紛争処理委員会の答申（2017年1月）まで明らかにして来なかったのは総務省の瑕疵。</p>		<p>考え方E-1</p>	
<p>2017年1月に電気通信紛争処理委員会の答申が出るまで「当該SIMカードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなす」かどうかを明らかにしてこなかったことは、総務省の瑕疵です。日本通信が申し立てをしなければ、今でもSIMカードの種類と機能について接続約款に明記されることはなかったでしょう。</p> <p>すでにMVNOへの差別的な機能制限が掛けられたMNO端末が何千台も流通しているはずです。iOS端末についてはキャリア設定の変更により即座に制限を解消できるとしても、Android OSほかの端末については端末ごとにソフトウェア更新が必要で、どうせ既存販売分はそのままです。</p> <p>KDDIはVoLTE対応SIMカードのICCIDをMVNO個別に変更することで、2年半にわたってMVNOの活動を妨害できましたし、ソフトバンクも特定のiPhone/iPad対応SIMカードのIMSIをMVNOに使わせないことで、日本通信のサービス開始を半年以上遅らせることに成功しました。</p> <p>業務改善命令が出た時点で従えば良いだけの話で、課徴金や罰則などありませんから、結局は「やったもの勝ち」がはびこる業界です。</p> <p>総務省の無能ぶりには本当に頭が下がります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNO向けのSIMロックへの対応については、個別事案での対応が先行したのは事実であるが、総務省では、平成28年に、電気通信紛争処理委員会への諮問等に際して、SIMロックがなされた端末と接続請求事業者の設備による通信を可能とするSIMカードの提供を接続請求先に求める行為が、接続請求の一環をなすものとの理解を明示した。 ・ 上記の動きとは直接の関係はなく、従来よりSIMカードの提供に係る接続事業者の負担額は接続約款に規定されていたのであるが、本省令等改正案は、総務省が、平成28年末から第二種指定電気通信設備に関する接続や卸電気通信役務の業務の状況について調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させることを目的として、策定したものである。 ・ また、総務省においては、制度改正後の運用状況についても、市場検証会議の「移動系通信に関する電気 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>通信事業者の業務の状況等の確認等を通じ、引き続き状況確認を行うとともに、MVNOを含めた移動通信市場の公正な競争確保のための取組を進めていく。</p>	
<p>意見E-2 第一種指定電気通信設備制度の見直しの対応と第二種指定電気通信設備制度の見直しの対応がアンバランス。</p>		<p>考え方E-2</p>	
<p>【意見対象箇所】 その他 【意見内容】 昨今、移動体通信市場においては、MVNO等のニーズも踏まえ、端末購入補助に関する議論や接続料に関する制度見直し（利潤算定方法の見直しやデータ需要の見直し等）議論が活発に進められています。 一方、固定通信市場においては、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を設置する事業者に係る制度について、FTTHのサービス卸料金の高止まりやメタル接続料の急激な上昇など、様々な制度的課題が顕在化しており、接続事業者等からその見直しを求める声が挙がっている状況の中、「接続料の算定に関する研究会」等でようやく議論が開始されたものの、第二種指定電気通信設備制度と比較して対応が遅いことは明らかであり、結果としてユーザ利便の向上が図られていないものと考えます。 この結果、第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の間において、下記のようなアンバランスな事態が生じています。 (1) ボトルネック性を有していない第二種指定電気通信事業者に対し、第一種指定電気通信設備制度には存在しない規制が一部導入されていること (具体的例) ・非指定電気通信設備であるSIMカードの料金算定方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 本省令等改正案は、総務省が、平成28年末から第二種指定電気通信設備に関する接続や卸電気通信役務の業務の状況について調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させることを目的としている。 必要な制度見直しを迅速に行うことに、「異様に短期間」等の評価を与えることが適当とは思われない。 御意見の第一種指定電気通信設備制度に関しても、総務省では、「接続料の算定に関する研究会」等を通じ、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証を行っているところであり、必要となる対応は適切に行っていく。ただ、第一種指定電気通信設備との接続に際して必要とされていないSIMカードについて、第一種指定電気通信設 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>法等を接続料規則に定めるよう検討がなされていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網改造料見込み額の事前開示の検討がなされていること ・接続料の利潤算定において第一種指定電気通信設備に認められるような裁量が認められていないこと（負債圧縮の考え方等） <p>(2) 第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の見直しに関し、接続事業者等からのニーズがある状況は同等であるにも係わらず、第二種指定電気通信設備制度の見直しのみ異様に短期間で制度見直しが議論され、規制制度の改変速度が著しく速いこと</p> <p>(具体的例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業分野における市場検証(平成 28 年度)」年次レポート(案)の意見募集が行われる以前に本省令改正案の意見募集が開始される等、第一種指定電気通信設備制度とは明らかに異なるスピード感で制度改正が進んでいること <p>このように第二種指定電気通信事業者に対してのみ規制強化が大きく進展することは、電気通信市場全体で見た場合、公正な競争環境を阻害する結果に繋がることも考えられることから、今後は指定設備制度間で不均衡な扱いとならないよう、十分配慮いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>備の制度で扱われないことなどをもって「アンバランスな事態」と評価することは適当とは思われない。また、第一種指定電気通信設備制度に関しては、いわゆる網改造料は、そもそも適用対象が不必要に拡大されないよう議論がなされてきている。</p>	

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の概要

(審議会への必要的諮問以外の事項)

I 背景

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定設備設置事業者」という。）は、第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等（第 34 条）や、第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供等の届出（第 38 条の 2）の義務を負っている。

総務省において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月までにかけて実施した、移動端末設備を用いて利用される電気通信役務であって、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものを提供する事業者（以下「MVNO」という。）と第二種指定設備設置事業者との間の、接続や卸電気通信役務の業務の状況についての調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるため、省令等改正を行うもの。

当該省令等改正のうち、審議会への必要的諮問事項以外にも、以下のとおり、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）、平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）及び「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 14 年 6 月策定）の改正を行う。

II 改正事項

【電気通信事業法施行規則】

- 第二種指定電気通信設備に関する接続料のうち、接続事業者の請求に応じて個別に開発する機能や、開発に要した費用を事業者数などで案分する機能であるため、あらかじめ接続約款にその実額を記載できないものについて、機能ごとの案分方法を含む算定方法を接続約款記載事項と規定（第 23 条の 9 の 3）
- 第二種指定電気通信設備接続料規則への特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの及び SIM カードの提供に係る接続料算定方法の規定と併せ、総務省における当該接続料の適正性の検証可能性を確保するため、当該接続料の算定根拠様式を整備（様式第 17 の 4 の 2～様式第 17 の 4 の 7）

【電気通信事業報告規則】

- 第二種指定設備設置事業者の特定関係法人による卸電気通信役務の報告事項について、役務利用管理システム及び SIM カードに関する機能、料金、提供条件等を追加

【平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）】

- 第二種指定電気通信設備との円滑な接続を行う上で重要な次の事項について、第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加
 - ①MNO 網における障害情報の通知
 - ②役務利用管理システム又は SIM カードへの機能追加又は変更の通知
 - ③第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、MVNO の接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものについて、あらかじめその実額が接続約款に記載できないもの見込み額の公表
 - ④端末接続試験について、標準的な料金を含む情報の開示
 - ⑤接続約款への記載が義務づけられた機能ごとの接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比

【MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン】

- 上記省令等改正を受けたガイドラインの改正
- 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 1 項第 4 号に基づき、第二種指定設備設置事業者が接続約款に記載する工事費について、頻度の高い工事は、工事単金だけではなく、工事あたりの単価を約款に記載すべき旨明確化
- 平成 28 年総務省告示第 107 号第 2 条第 5 号に基づく、役務利用管理システム又は SIM カードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知について、MVNO 側で対応のために必要な準備期間を十分に確保できるよう早期に行うことに努めるよう記載
- MVNE として他の MVNO に電気通信役務の提供を行っている MVNO について、第二種指定設備設置事業者等の卸元事業者から得たふくそう、事故等に関する情報について、速やかに卸先事業者へ情報提供するよう記載

以上

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

[表 略]

注 1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 1 号に掲げる部分の接続料をいう。

[注 2～4 略]

2 の 2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

注 1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 2 号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

2 の 3 データ伝送交換機能の S I Mカード枚数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

[表 同左]

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

[注 2～4 同上]

[新設]

[新設]

租税公課		
合計		

注 1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

3 注 1 及び注 2 の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 2 項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

4 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「接続料原価」の欄を分けて記載すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

【表 略】

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同項第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同項第 4 号に掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第 2 項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。

様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース

【表 略】

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項各号に掲げる機能ごと(同項第 2 号に定める

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

【表 同左】

注 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

【新設】

【新設】

様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース

【表 同左】

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[注2・3 略]

[2 略]

3 他人資本費用

[表 略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[注2～4 略]

[4・5 略]

6 自己資本費用

[表 略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[注2・3 略]

[7・8 略]

9 利益対応税

[表 略]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[10 略]

[注2・3 同左]

[2 同左]

3 他人資本費用

[表 同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[注2～4 同左]

[4・5 同左]

6 自己資本費用

[表 同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[注2・3 同左]

[7・8 同左]

9 利益対応税

[表 同左]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[10 同左]

11 利潤

〔表 略〕

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。）。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤

項目	数値	備考
運転資本（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定におけるレートベース（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤をレートベースで除したものの		
利潤（単位：円）		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成するごと。

2 「運転資本」の項には、様式第17の4の7（レートベースの運転資本の算定）により算定された額を記載すること。

3 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

〔表 略〕

注 1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1条第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

〔注 2 略〕

1の2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	数値（単位：回線）	備考
需要		

注 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

1の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料に係る需要

11 利潤

〔表 同左〕

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

〔新設〕

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能に係る需要

〔表 同左〕

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

〔注 2 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

項目	数値 (単位：枚)	備考
需要		

注 1 「データ伝送交換機能の SIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 条第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料をいう。

2 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「需要」の欄を分けて記載すること。

2 MNP 転送機能に係る需要

[表 略]

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能に係る需要

[表 略]

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料

[表 略]

注 1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 1 号に掲げる部分の接続料をいう。

[注 2～7 略]

1 の 2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料

	数値
原価 (単位：円)	
利潤 (単位：円)	
需要 (単位：回線)	
接続料単価	
備考	

注 1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第

1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 2 号に掲げる部分の接続料をいう。

2 「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。また、「接続料単価」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。

3 設備等の算上上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別する等の

2 MNP 転送機能に係る需要

[表 同左]

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能に係る需要

[表 同左]

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

[表 同左]

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

[注 2～7 同左]

[新設]

算定を行っている場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

1の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料

	数値
原価 (単位：円)	
利潤 (単位：円)	
需要 (単位：枚)	
接続料単価	
備考	

注1 「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

2 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

3 「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。

4 費用の発生の態様ごとに原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行っている場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

2 MNP転送機能の接続料

【表 略】

注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第3号に掲げる機能をいう。

【注2～6 略】

3 SMS伝送交換機能の接続料

【表 略】

注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げる機能をいう。

【注2～6 略】

【4 略】

様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)

【表 略】

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。

【新設】

2 MNP転送機能の接続料

【表 同左】

注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。

【注2～6 同左】

3 SMS伝送交換機能の接続料

【表 同左】

注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をいう。

【注2～6 同左】

【4 同左】

様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)

【表 同左】

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。

〔注2～4 略〕

5 「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料（同項第3号に掲げる部分について、同規則第13条第2項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

〔表 略〕

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。

〔注2 略〕

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算出）、同様式表2の2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）及び同様式表2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）の該当する欄の値を記載すること。なお、同規則第13条第2項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定設備設置事業者」という。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

3 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則

〔注2～4 同左〕

〔新設〕

「データ伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

〔表 同左〕

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。

〔注2 同左〕

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（卸電気通信役務の提供に関する報告）</p> <p>第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、対象卸電気通信役務（当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものに限る。）の卸電気通信役務（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を電気通信事業者（当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの（その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇十 略〕</p> <p>十一 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システム（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。）の機能、料金その他の提供条件</p> <p>十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード（第十条に規定するSIMカードをいう。）の種類、機能、料金その他の提供条件</p> <p>十三 〔略〕</p> <p>十四 〔略〕</p> <p>〔二〇七 略〕</p>	<p>（卸電気通信役務の提供に関する報告）</p> <p>第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該伝送路設備を用いる電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のもの（以下「卸先電気通信事業者」という。）に対して、卸電気通信役務の提供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇十 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十一 〔同上〕</p> <p>十二 〔同上〕</p> <p>〔二〇七 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則第四条の五の規定により報告を行っている電気通信事業者は、同条の規定に基づき、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の五第一項第十一号及び第十二号に定める事項を新報告規則の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第十一号及び第十二号に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りではない。

○平成二十八年総務省告示第七七号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（開示される情報）</p> <p>第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。第五号において同じ。）の提供に用いられる、役務利用管理システム（施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。以下同じ。）に関する情報</p> <p>四 ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報</p> <p>五 当該電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務に用いられる、役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加又は変更に関する情報</p> <p>六 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。）第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要がある機能に係る取得すべき金額であつて、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するもの見込みの額に関する情報</p> <p>七 特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報</p> <p>八 接続料規則第四条第一項各号に掲げる機能の接続料について、原価（接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。）に利潤（接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。）を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要（接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。）の対前算定期間比に関する情</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（開示される情報）</p> <p>第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者（第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備により提供されるものに限る。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム、SIMカード又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験又はふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

(開示の方法)

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

「一 略」

二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号、第七号及び第八号に掲げる情報は開示の請求があつた者に限り開示するものとする。

「三 略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(開示の方法)

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

「一 略」

二 前条第一号及び第二号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号に掲げる情報は開示の請求があつた者に限り開示するものとする。

「三 同上」

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

改定後	改定前
<p>目次</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項</p> <p>[ア～オ 略]</p> <p>カ 障害情報の提供</p> <p>5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO</p> <p>(1) 電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>1) 卸電気通信役務の提供による場合</p> <p>[略]</p> <p>第二種指定電気通信設備(事業法34条第1項に基づき、平成14年総務省告示第72号⁵により総務大臣が指定した設備)を設置するMNO(以下「二種指定事業者」という。)は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、<u>事業法第38条の2に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項(特定の卸電気通信役務⁴について、当該MNOの特定関係法人²であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。))又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)</u>⁵を総務大臣に届け出なければならない(これらを変更等するときも同様)⁵。</p> <p>[略]</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づく一般的規律</p> <p>(ア)</p> <p>[略]</p> <p>また、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を</p>	<p>目次</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項</p> <p>[ア～オ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO</p> <p>(1) 電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>1) 卸電気通信役務の提供による場合</p> <p>[同左]</p> <p>第二種指定電気通信設備を設置するMNO(以下「二種指定事業者」という。)は、当該設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項(特定の卸電気通信役務⁴について、当該MNOの特定関係法人²であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。))又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)²を総務大臣に届け出なければならない(これらを変更等するときも同様)。(事業法第38条の2)⁵。</p> <p>[同左]</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づく一般的規律</p> <p>(ア)</p> <p>[同左]</p>

行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

[(イ) ~ (カ) 略]

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

(ア) 接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで²⁴及び平成29年総務省告示第37号²⁵に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第34条第4項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第34条第5項に基づき、当該接続約款を公表²⁶する義務を負う。

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

[(イ) ~ (カ) 同左]

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第34条第2項）とともに、当該接続約款を公表²³する義務を負う（事業法第34条第5項）。また、二種指定事業者の定める接続約款が次の①～⑧に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第34条第3項）

① 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号イ）

② 総務省令で定める機能ごとの二種指定事業者が取得すべき金額が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ロ）

③ 二種指定事業者及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ハ）

④ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ニ）

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ホ）

⑥ 二種指定事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき²⁴（事業法第34条第3項第2号）

⑦ 接続条件が、二種指定事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき（事業法第34条第3項

[削除]

(イ) 標準的接続箇所

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4に規定されている。

(ウ) アンバンドル機能等

事業法第34条第3項第1号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定されている。

ア) 基本的な考え方

二種接続料規則第4条第1項に定める機能について、aのとおり「アンバンドル²⁴等の判断基準」を定めるとともに、イ)のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ)のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

[略]

[a・b 略]

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

[略]

[ウ) 略]

(エ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第34条第3項第1号ホの「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事項」は、事業法施行規則第23条の9の5に規定されている。また、同条第1項第1号イ

第3号)

⑧ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき（事業法第34条第3項第4号)

なお、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

[新設]

(ア) アンバンドル機能等

ア) 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まり、アンバンドル²⁵を巡る紛争事案が発生する中で、二種指定事業者は、総務省令で定める機能（アンバンドル機能）ごとの接続料を接続約款に定めなければならないとされていること（事業法第34条第3項第1号ロ）等を踏まえ、aのとおり「アンバンドル等の判断基準」を定めるとともに、イ)のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ)のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

[同左]

[a・b 同左]

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

[同左]

[ウ) 同左]

[新設]

(1)の「他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的内容は、平成28年総務省告示第107号²⁹（以下「二種情報開示告示」という。）に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

ア) 頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、工事あたりの単金を接続約款に記載するだけでなく、頻度の高い工事については、工事あたりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 役務利用管理システム又はSIMカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第2条第5号に基づく、MVNOの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、MVNO側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

(オ) 接続料の算定

[削る]

[削る]

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成28年総務省告示第110号³⁰に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項各号に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「2 電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

[削る]

(イ) 接続料の算定方法

ア) 基本的な考え方

a 算定方法に関する考え方を示す目的

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づく接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解

[削る]

[削る]

積に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7まで及び平成29年総務省告示第37号に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。

b 対象となる接続料

(イ) に示す考え方は、(ア)イ)の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

c 接続料の構成

(a) 接続料は、機能に係る接続料原価(第二種指定設備管理運営費)及び利潤(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額)の合計額を当該接続料原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定められる(二種接続料規則第11条第1項)。

(b) 音声伝送交換機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理したものを事業法施行規則様式第17の4の5により提出するものとされている。

① 第二種指定端末系交換設備

② 第二種指定中継系伝送路設備

③ 第二種指定中継系交換設備

④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備

⑤ 第二種指定端末系無線基地局

⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備

⑦ 信号用伝送路設備

⑧ 信号用中継交換機

⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局

⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備

⑪ 設備への帰属が認められないもの

[削る]

[削る]

[削る]

ア) 原価算定の3ステップ・プロセス

d 接続料の算定期間

接続料原価及び利潤の算定期間は、原則として1年とする（二種接続料規則第6条第3項）。接続料の算定は、算定期間に係る実績値を基に行う。

e 用語

（イ）において使用する次の①から⑳までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）第4条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第1（勘定科目表）及び別表第2（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

① 固定資産

② 投資その他の資産

③ 貯蔵品

④ 負債

⑤ 社債

⑥ 借入金

⑦ 純資産

⑧ 営業費用

⑨ 営業費

⑩ 運用費

⑪ 施設保全費

⑫ 共通費

⑬ 管理費

⑭ 試験研究費

⑮ 研究費償却

⑯ 減価償却費

⑰ 固定資産除却費

⑱ 通信設備使用料

⑲ 租税公課

⑳ 営業外費用

イ) 接続料原価

a 算定プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、原価は、a及びbに示す3ステップ・プロセスにより算定する。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

a 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

[(a) ・ (b) 略]

(c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

[a) ・ b) 略]

b データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（二種接続料規則第4条第2項第1号に掲げる部分に係る接続料）

[(a) ・ (b) 略]

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

[a) ・ b) 略]

c 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

[略]

接続料原価は、b及びcに示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

b 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

[(a) ・ (b) 同左]

(c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

[a) ・ b) 同左]。

c データ伝送交換機能

[(a) ・ (b) 同左]

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

[a) ・ b) 同左]

d 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として接続料原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

[同左]

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、原価には算入しない。

[略]

[削る]

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

[同左]

ウ) 利潤

a 基本的な考え方

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とし、その算定に当たっては、時価ではなく、公開されている財務諸表に記載されている簿価を用いる。この場合において、貸借対照表の値は、期首末平均値³⁴を用いることとする(二種接続料規則第6条第2項後段)。

b 他人資本費用の計算

(a) 他人資本費用の額の計算は、二種接続料規則第8条及び平成28年総務省告示第110号(二種接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件。以下「二種接続料告示」という。)第2条において、次のとおり規定されている。

a) 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用=機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利率

b) 機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

機能に係るレートベース=対象設備等の正味固定資産価額+繰延資産+投資
その他の資産+貯蔵品+運転資本

c) 対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第2の役務別固定資産
帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

d) 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、それぞれ電気通信事業会計規則
第5条第1項前段の規定に基づき作成される貸借対照表に記載されたもののうち、
第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込ま
れないものの額並びに貸借対照表に記載された貯蔵品の額を基礎として算定す
る。

e) 運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

運転資本=対象設備等の第二種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産
除却損及び租税公課相当額を除く。)×(機能の提供から当
該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数/365日)

イ) 利潤の算定に用いる資本構成比

二種接続料規則第8条第6項の他人資本比率、同令第9条第2項の自己資本比率等の、利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貸借対照表上の簿価を用いる。

ウ) 有利子負債の範囲

二種接続料規則第8条第7項における有利子負債の算定において、例えば、社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

[削る]

f) 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

g) 他人資本利率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利率並びに有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

h) 有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

i) 有利子負債以外の負債に対する利率相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

二種接続料告示第2条に基づき、当該値は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、3で除した値とする。

・原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

・原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

・原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

(b) 他人資本比率の算定

「負債の額」及び「負債資本合計」は、ウ) a) の基本的な考え方を踏まえ、貸借対照表上の「負債の額」及び「純資産の額」として計上されている簿価を用いることとし、時価を用いる算定は行わないこととする。

(c) 有利子負債の範囲

社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

c 自己資本費用の計算

(a) 自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条及び二種接続料告示第3条において、次のとおり規定されている。

a) 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

b) 自己資本比率は、1 から他人資本比率を差し引いたものとする。

c) 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の前測を超えて発生し得る危険をいう。以下cにおいて同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

d) βは、移動電気通信事業に係るリスク及び二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものととして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値とする。

二種接続料告示第3条に基づき、当該総務大臣が別に定める値は、接続料を算定する事業者の別に応じ、以下の方法により算定した値とする。

接続料を算定する事業者	算定の方法
株式会社NTTドコモ	<p>次の方法により算定したβ</p> $\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \overline{\Delta x})(\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$ $\Delta x_d = \frac{x_d - x_{dの前営業日}}{x_{dの前営業日}}$ $\overline{\Delta x} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{dsの要素数}$ $\Delta m_d = \frac{m_d - m_{dの前営業日}}{m_{dの前営業日}}$ $\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{dsの要素数}$ <p>ds：当該βを算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日</p>

	<p>x_d : 株式会社NTTドコモの東京証券取引所における株価の取引日 d の最終価格（取引日から期待自己資本利益率算定年度最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格）</p> <p>m_d : 東証株価指数の取引日 d の最終価格</p>
<p>株式会社NTTドコモ以外の電気通信事業者</p>	<p>次の方法により算定した β</p> $\beta = \frac{1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}} \cdot \beta_0$ <p>D_{net} : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債（有利子負債から現金及び預金を減じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。）</p> <p>E : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産</p> <p>T : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率</p> <p>D_{net0} : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債</p> <p>E_0 : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産</p> <p>T_0 : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率</p> <p>β_0 : 前項に掲げる株式会社NTTドコモの β</p>
<p>上記算定に用いる、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ接続会計規則に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を2で除したものをを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認</p>	

エ) リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

オ) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

[削る]

[削る]

カ) 音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第11条第3項では、「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種

められるもの（接続会計の貸借対照表上で社債、借入金及びリース債務に該当することが客観的に明らかに記載されたもの）に限る。

(b) リスクの低い金融商品の平均金利

リスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

(c) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

d) 利益対応税の計算

(a) 利益対応税の額の計算は、二種接続料規則第10条において、次のとおり規定されている。

a) 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + (\text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率})) \times \text{利益対応税率}$$

b) 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

c) 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

エ) 需要

a) 音声伝送交換機能

音声伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第12条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) 音声伝送交換機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は、ア) c) (b) に掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して算定される総通信時間とする。

[新設]

指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑩までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。このとき、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

- ① 第二種指定端末系交換設備
- ② 第二種指定中継系伝送路設備
- ③ 第二種指定中継系交換設備
- ④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
- ⑤ 第二種指定端末系無線基地局
- ⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
- ⑦ 信号用伝送路設備
- ⑧ 信号用中継交換機
- ⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
- ⑪ 設備への帰属が認められないもの

キ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

[削る]

二種接続料規則第11条第2項では、「需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。」とされており、二種接続料規則第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

[削る]

[削る]

b データ伝送交換機能

データ伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第13条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) データ伝送交換機能の接続料が回線容量をその単位とすることから、その需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

c 番号ポータビリティ転送機能

番号ポータビリティ転送機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第14条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) 番号ポータビリティ転送機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は総通信時間とする。

d ショートメッセージ伝送交換機能

ク) 当年度精算

[削る]

[削る]

二種接続料規則第16条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

a) 暫定値

ある算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定の年度を算定期間とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示す

ショートメッセージ伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第15条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) ショートメッセージ伝送交換機能の接続料が通信回数をその単位とすることから、その需要は総通信回数とする。

(ウ) 接続料の精算方法

ア) 精算に関する遡及時点

接続料の精算は、毎事業年度の会計を整理した場合において、当該会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、接続料の変更前後の差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡及して精算を行うものとされている（二種接続料規則第16条本文）。

しかしながら、相当の需要の増加等により、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料の精算については、算定期間の期首まで遡及して精算を行うものとされている（二種接続料規則第16条ただし書）。

この点については、当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。

イ) 暫定値

算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、算定期間の翌年度の期首までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定的な支払額として当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示す

するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者
に十分に説明を行うことが望ましい。

b 接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接
続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特
に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、
MVNOの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定
事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するMVNOに対して、需要
などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

[削る]

[削る]

るのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十
分に説明を行うことが望ましい。

[新設]

(エ) 標準的接続箇所

標準的接続箇所は、事業法施行規則第23条の9の4において、次のとおり規定され
ている。

ア) 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝
送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の
反対側の箇所

イ) データ伝送交換機能に係るもの

第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置
する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて
接続するルータであって、データ伝送役務の提供に用いられるもの限り、専ら無線
設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速
度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務
の提供に用いられるルータを除く。）

ウ) ショートメッセージ伝送交換機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設
備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるもの
に限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(オ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な事項について接続約款に記載しな
ければならないが、当該事項は、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号及び平成
28年総務省告示第107号（電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定
に基づき情報の開示に関する事項を定める件）に定める次の①から⑩までの事項が該当

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

事業法第34条第7項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

する。

- ① MVNOが接続の請求等を行う場合の手続（情報の開示手続³⁵を含む）等
- ② MVNOが接続に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続
- ③ MVNOによる電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該MVNOの電気通信設備を用いて提供されるものに限る。以下（オ）において同じ。）の提供に用いられる、二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム（以下「業務システム」という。）若しくはSIMカードの提供又は特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続
- ④ MVNOによる電気通信役務の提供に用いられる二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関してMVNOが負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの
- ⑤ ふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのあるMVNOの利用者に対する説明その他の二種指定事業者及びMVNOがその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- ⑥ 重要通信の取扱方法
- ⑦ MVNOが接続に関して行う請求及び二種指定事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式
- ⑧ MVNOとの協議が調わないときの事業法第154条第1項若しくは第157条第1項のあっせん又は法第155条第1項若しくは第157条第3項の仲裁による解決方法
- ⑨ 上記①から⑧までに掲げるもののほか、MVNOの権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
- ⑩ 有効期間を定めるときは、その期間

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある（事業法34条第7項）ため、例えば、次の①及び②に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

・ 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

[ア～ウ 略]

エ MVNOによる端末の調達

[略]

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合には、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第7号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、MVNOから要望があった場合には、開示しなければならない。

[略]

[オ 略]

カ 障害情報の提供

昭和62年郵政省告示第73号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第4号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNOに通知しなければならない。

また、自身がMVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOにおいては、MNO等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

[脚注]

① 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

② 業務システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

[ア～ウ 同左]

エ MVNOによる端末の調達

[略]

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合には、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

[同左]

[オ 同左]

[新設]

[脚注]

